

## 三芳町観光情報ページ

### グルメスポットおよびみよしの名産品登録規約（登録に際しての同意事項等）

この規約は、三芳町観光情報ページにグルメスポットおよびみよしの名産品を登録するための事項を定めたものです。

以下の事項をお読みいただき、同意いただける場合にご登録ください。

※登録申し込みをされた時点で、本規約に同意したものとみなします。

※規約に反するものおよび、掲載にふさわしくないと三芳町が判断したものについては、

登録却下および掲載中止（一部掲載中止）することがあります。

#### ○登録の条件

- ・三芳町の優れた素材や技術を活かした魅力ある商品を取り扱っていること。
- ・登録する店舗を経営または管理していること、または店舗の代表者であること。
- ・三芳町内に店舗があること。（三芳町の名産を使った商品取扱いの場合にのみ町外でも可）
- ・登録内容に変更が生じた場合、速やかに三芳町役場商工観光担当に連絡すること。
- ・当規約に同意いただけること。

#### ○登録方法

- ・三芳町観光情報ページ グルメスポットおよびみよしの名産品登録規約を確認・同意いただき、「三芳町観光情報ページ グルメスポット登録申請書」を、三芳町役場観光産業課商工観光担当にメール・FAX・郵送のいずれかの方法で提出する。
- ・メールで提出いただく場合、商品の写真を添付いただければ、三芳町商工観光担当による選定のうえ、三芳町観光情報ページに掲載します。（掲載できない場合、または掲載後予告なく削除する場合があります。）
- ・登録が承認された際には、三芳町役場観光産業課より「三芳町観光情報ページ登録通知書」を郵送またはメールで送付します。

#### ○登録の解除

- ・登録はいつでも解除することができます。解除を希望される場合には、三芳町役場観光産業課商工観光担当までご連絡ください。

#### ○「みらいくんイチオシぐるめ☆」について（グルメスポットのみ）

- ・登録の条件を満たす商品で、特にオススの商品について、「みらいくんイチオシぐるめ☆」として三芳町観光情報ページに掲載する予定です。

#### ○その他

- ・申請書にて、「取材・撮影ともに可」にチェックをつけていただいた場合、三芳町の職員が取材をさせていただくことがあります。また、取材させていただいた様子や写真を三芳町観光産業課 Facebook 等に公開させていただくことがあります。

**○問い合わせ先**

三芳町役場 観光産業課 商工観光担当

〒354-8555

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1

TEL : 049-258-0019 (内線 : 215) fax : 049-274-1013

メール : [kanko@town.saitama-miyoshi.lg.jp](mailto:kanko@town.saitama-miyoshi.lg.jp)

三芳町観光情報ページ登録通知書

三芳観収第 号  
平成28年 月 日

〇〇様

三芳町長 林 伊 佐 雄  
(公印省略)

平成28年 月 日付けで申請のあったグルメスポット登録について、下記の条件を付して承認します。

記

承認番号

みらいくんイチオシぐるめ☆

- 1 承認内容は、グルメスポット登録申請書のとおりとする。
- 2 登録内容に変更のある場合、または登録削除を希望する場合は速やかに三芳町役場観光産業課商工観光担当に連絡すること。